

新旧対照表

宇治市国民保護計画

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
第1編 総論	第1編 総論
第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等	第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等
3 市国民保護計画の見直し及びその手続き (2) 市国民保護計画の見直し及び変更の手続き 本計画の見直しに当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、市民の意見を聴取し、知事に協議して、同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする。	3 市国民保護計画の見直し及びその手続き (2) 市国民保護計画の見直し及び変更の手続き 本計画の見直しに当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、市民の意見を聴取し、知事に協議して、 同意を得た 後、市議会に報告し、公表するものとする。
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
<p>【指定地方行政機関】</p> 大阪防衛施設局 <p>【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> 放送事業者 朝日放送(株) 運送業者 [バス事業者] 京阪シティバス(株) 京阪宇治バス(株) 加悦フェローライン(株) 京都ヤサカ観光バス(株) 明星自動車(株) 国際自動車(株) (京都支店) <p>[鉄道事業者] 叡山鉄道(株)</p> <p>[トラック事業者] (社) 京都府トラック協会</p> 電気通信事業者 西日本電信電話(株) (京都支店)	<p>【指定地方行政機関】</p> <u>近畿中部防衛局</u> <p>【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> 放送事業者朝日 朝日放送テレビ(株) <u>朝日放送ラジオ(株)</u> 運送業者 [バス事業者] <u>(削除)</u> <u>京都京阪バス(株)</u> <u>(削除)</u> <u>ヤサカ観光バス(株)</u> <u>(削除)</u> <u>ケイエム観光バス(株) (京都支店)</u> <p>[鉄道事業者] <u>叡山電鉄(株)</u> <u>WILLER TRAINS(株)</u></p> <p>[トラック事業者] <u>(一社) 京都府トラック協会</u></p> 電気通信事業者 西日本電信電話(株) (京都支店) <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ</u> <u>KDDI(株)</u> <u>ソフトバンク(株)</u> <u>(株)NTTドコモ</u>

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
<p>電気事業者 関西電力(株)京都支店</p> <p>ガス事業者 大阪瓦斯(株) (京滋導管部) (社) 京都府エルピーガス協会</p> <p>日本郵政公社 (京都中央郵便局)</p> <p>病院その他医療機関等 (社) 京都府医師会</p> <p>河川管理施設及び道路の管理者 (独) 水資源機構 (関西支社)</p>	<p><u>一般送配電事業者</u> <u>関西電力送配電(株) (京都支社)</u></p> <p>ガス事業者 <u>大阪ガスネットワーク(株) (京滋事業部)</u> (一社) 京都府LPガス協会</p> <p><u>郵政事業を営む者</u></p> <p>病院その他医療機関等 <u>(一社) 京都府医師会</u></p> <p>河川管理施設及び道路の管理者 (独) 水資源機構 (<u>関西支社・吉野川支社</u>) <u>阪神高速道路(株)</u></p>
<p>第4章 市の地理的・社会的特徴</p>	<p>第4章 市の地理的・社会的特徴</p>
<p>(4)人口 丘陵地を境として西側地域に90%以上の人口が集中している。 市の人口密度は、1㎢当たり約2,800人と高密度である。市の人口に占める外国人の割合は、10万人当たり約1,600人で、府の約1,700人に近い数値である。</p> <p>(8)その他 本市の観光入込み客数は年間約400万人で、世界遺産である宇治上神社や平等院をはじめ、黄檗山万福寺や三室戸寺などの社寺が存在するとともに、さくらまつり、県まつり、鶺鴒、花火大会、宇治十帖スタンプラリーなどの多彩な催しが行われ、多くの人出がある。</p>	<p>(4)人口 丘陵地を境として西側地域に90%以上の人口が集中している。 市の人口密度は、1㎢当たり約2,700人と高密度である。市の人口に占める外国人の割合は、10万人当たり約1,800人である。<u>(府は約2,200人)</u></p> <p>(8)その他 本市の観光入込み客数は年間約405万人で、世界遺産である宇治上神社や平等院をはじめ、黄檗山万福寺や三室戸寺などの社寺が存在するとともに、さくらまつり、県まつり、鶺鴒、<u>花火大会</u>、宇治十帖スタンプラリーなどの多彩な催しが行われ、多くの人出がある。</p>
<p>第2編 平素からの備えや予防</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p>
<p>第2章 関係機関との連携体制の整備</p>	<p>第2章 関係機関との連携体制の整備</p>
<p>1 市の各部局における平素の業務</p> <p>武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、国民保護協議会、防災会議、京都南部都市広域行政圏推進協議会、府の広域振興局ブロック毎の危機管理関係機関連絡会議など防災・危機管理等の既存の連携体制も活用し、関係機関との連携の強化に努める。また、本計画と関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。</p>	<p>1 市の各部局における平素の業務</p> <p>武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、国民保護協議会、防災会議、<u>京都南部都市広域行政圏推進協議会</u>、府の広域振興局ブロック毎の危機管理関係機関連絡会議など防災・危機管理等の既存の連携体制も活用し、関係機関との連携の強化に努める。また、本計画と関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。</p>

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
<p>3 近隣市町との連携</p> <p>京都南部都市広域行政圏を構成する6市4町を中心とした近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている京都南部都市広域行政圏地域防災計画等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。</p> <p>6 ボランティア団体等に対する支援</p> <p>(2)自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援。</p> <p>防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他各種ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>	<p>3 近隣市町との連携</p> <p><u>近隣する市町と連携するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設け、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。</u></p> <p>6 ボランティア団体等に対する支援</p> <p>(2)自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援。</p> <p>防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、<u>宇治市災害ボランティアセンター</u>、その他各種ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>
<p>第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備</p>	<p>第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備</p>
<p>3 警報の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生・児童委員や社会福祉協議会、国際親善協会、町内会長・自治会長等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p> <p>(2)防災行政無線の整備</p> <p>武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。この際、デジタル化の推進と通信精度の向上に留意する。</p> <p>(3)国が整備する全国瞬時警報システム(J-ALERT)との連携</p> <p>国は、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を市民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム(J-ALERT)の開発・整備を検討しており、これとの連携を図る。</p>	<p>3 警報の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生・児童委員や社会福祉協議会、国際<u>交流協会</u>、<u>自主防災組織</u>、町内会長・自治会長等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p> <p>(2)防災行政無線の整備</p> <p>武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。この際、<u>デジタル化の推進と</u>通信精度の向上に留意する。</p> <p>(3)国が整備する<u>緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)</u>、全国瞬時警報システム(J-ALERT)との連携</p> <p><u>国からの情報を迅速かつ確実に受信するため、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を有効に活用する。</u></p>

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
<p>4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の内容及び収集・報告の様式 避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（下記「収集・報告すべき情報」参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報報告書の様式により、収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、府に報告する。</p>	<p>4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の内容及び収集・報告の様式 避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（下記「収集・報告すべき情報」参照）に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて府に報告する。</p>
<p>第4章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する体制の整備</p>	<p>第4章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する体制の整備</p>
<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 ○ 災害時要配慮者の避難支援プラン等</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>府が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を府に提供するとともに府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有して市民に周知する。</p>	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 ○ 避難行動要支援者名簿 ※【避難行動要支援者名簿について】 <u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</u> <u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u> <u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画に定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>府が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を府に提供するとともに府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有して市民に周知する。</p>

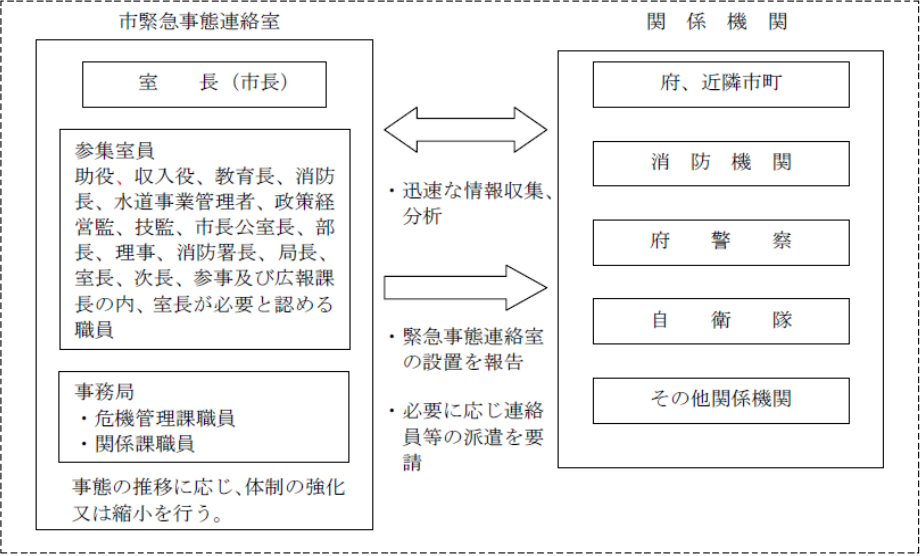
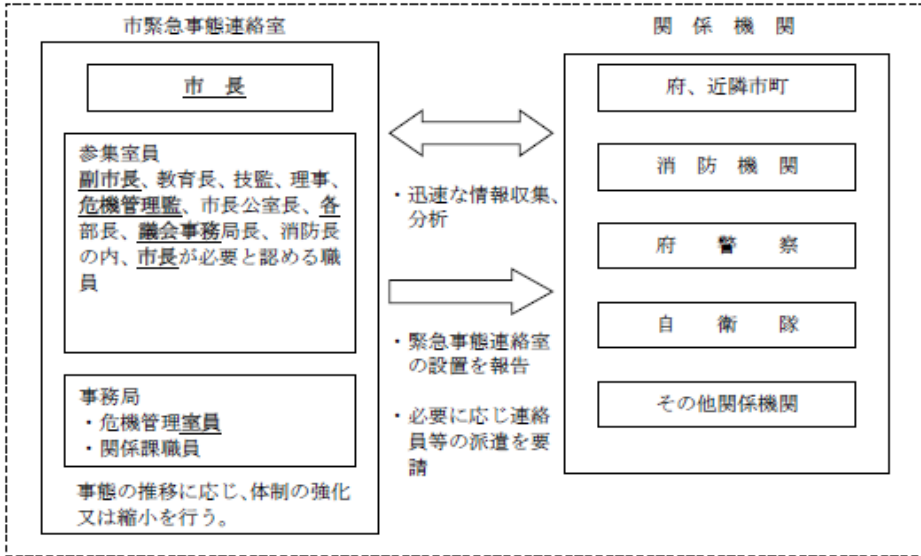
宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画					修正案				
6 生活関連等施設の把握等					6 生活関連等施設の把握等				
(1) 生活関連等施設の把握等					(1) 生活関連等施設の把握等				
【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管府担当部局】					【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管府担当部局】				
国民保護法施行令	各号	施設の種類	管省庁名	所管府担当部局	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管府担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	危機管理監	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	危機管理監
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理監		2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理監
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	保健福祉部		3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	<u>府民環境部</u>
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画環境部		4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	<u>建設交通部</u>
	5号	電気通信事業用交換施設	総務省	危機管理監		5号	電気通信事業用交換施設	総務省	危機管理監
	6号	放送用無線施設	総務省	危機管理監		6号	放送用無線施設	総務省	危機管理監
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木建築部		7号	水域施設、係留施設	国土交通省	<u>建設交通部</u>
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	企画環境部		8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	<u>建設交通部</u>
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木建築部		9号	ダム	国土交通省 農林水産省	建設交通部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部		2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	<u>健康福祉部</u>
	3号	火薬類	経済産業省	総務部		3号	火薬類	経済産業省	<u>危機管理監</u>
	4号	高压ガス	経済産業省	総務部		4号	高压ガス	経済産業省	<u>危機管理監</u>
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	危機管理監 保健福祉部		5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	危機管理監 <u>健康福祉部</u>
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	危機管理監		6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	危機管理監
	7号	放射性同位元素（汚染物質含む）	文部科学省	危機管理監、総務部 保健福祉部、農林水産部		7号	放射性同位元素（汚染物質含む）	文部科学省	危機管理監、総務部 <u>健康福祉部</u> 、農林水産部
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省	保健福祉部、農林水産部		8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省	<u>健康福祉部</u> 、農林水産部
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	危機管理監		9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	危機管理監
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	危機管理監 総務部、保健福祉部		10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	危機管理監 総務部、 <u>健康福祉部</u>
	11号	毒性物質	経済産業省	危機管理監		11号	毒性物質	経済産業省	危機管理監

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
<p>第5章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>(1)防災のための備蓄の活用</p> <p>住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねて整備する。</p> <p>なお、国民保護措置に従事する職員の飲料水や食料などについても同様とする。</p>	<p>第5章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>(1)防災のための備蓄の活用</p> <p>住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねて整備する。<u>特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。</u></p> <p>なお、国民保護措置に従事する職員の飲料水や食料などについても同様とする。</p>
<p>第6章 国民保護に関する研修、訓練及び啓発</p> <p>2 訓練</p> <p>(1)市における訓練の実施</p> <p>近隣市町、府、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、自衛隊等との連携を図る。</p> <p>(3)訓練に当たっての留意事項</p> <p>②国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等について、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p>	<p>第6章 国民保護に関する研修、訓練及び啓発</p> <p>2 訓練</p> <p>(1)市における訓練の実施</p> <p>近隣市町、府、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、自衛隊等との連携による、<u>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>(3)訓練に当たっての留意事項</p> <p>②国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等について、町内会・自治会、<u>自主防災組織等</u>の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する</p>

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
<p>第7章 要配慮者への支援体制の整備</p>	<p>第7章 要配慮者への支援体制の整備</p>
<p>2 外国人対策</p> <p>(1)外国人支援体制の整備</p> <p>宇治市国際親善協会や市内関係団体との連携を強化し、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援できる体制の整備に努める。</p>	<p>2 外国人対策</p> <p>(1)外国人支援体制の整備</p> <p>宇治市国際<u>交流</u>協会や市内関係団体との連携を強化し、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援できる体制の整備に努める。</p>
<p>第8章 観光旅行者等の保護</p>	<p>第8章 観光旅行者等の保護</p>
<p>武力攻撃事態等においては、警報や避難の指示など多くの情報が、市から町内会・自治会等を通じて市民に伝達されることとなるが、観光旅行者等は、こうした伝達ルートから外れており、地理にも不案内である。</p>	<p>武力攻撃事態等においては、警報や避難の指示など多くの情報が、市から町内会・自治会、<u>自主防災組織</u>等を通じて市民に伝達されることとなるが、観光旅行者等は、こうした伝達ルートから外れており、地理にも不案内である。</p>
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p>
<p>第1章 実施体制の確立</p>	<p>第1章 実施体制の確立</p>
<p>第1 事態認定前における初動体制</p>	<p>第1 事態認定前における初動体制</p>
<p>2 市緊急事態連絡室の設置</p> <p style="text-align: center;">【市緊急事態連絡室の構成】</p> 	<p>2 市緊急事態連絡室の設置</p> <p style="text-align: center;">【市緊急事態連絡室の構成】</p> 

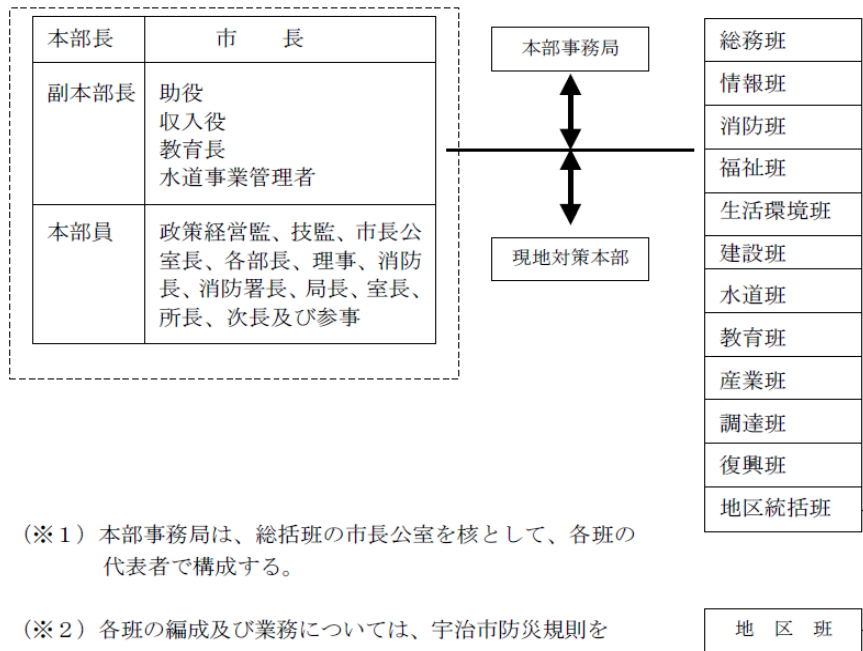
宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
<p>3 市緊急事態連絡室の初動措置</p> <p>(2)関係機関との連携</p> <p>府、府警察、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、府、消防本部、市教育委員会、町内会・自治会、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し迅速に情報提供を行う。</p> <p>第2 事態認定後の体制</p> <p>3 市対策本部の組織</p> <p>(1)市対策本部長、副本部長、本部員</p> <p>②市対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、助役、収入役、教育長、水道事業管理者をもって充て、本部長を助け、市対策本部の事務を整理する。</p> <p>③市対策本部の本部員は、政策経営監、技監、市長公室長、各部長、理事、消防長、消防署長、消防署長、局長、室長、所長及び参事をもって充てる。</p>	<p>3 市緊急事態連絡室の初動措置</p> <p>(2)関係機関との連携</p> <p>府、府警察、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、府、消防本部、市教育委員会、町内会・自治会、<u>自主防災組織</u>、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し迅速に情報提供を行う。</p> <p>第2 事態認定後の体制</p> <p>3 市対策本部の組織</p> <p>(1)市対策本部長、副本部長、本部員</p> <p>②市対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、<u>副市長</u>、教育長をもって充て、本部長を助け、市対策本部の事務を整理する。</p> <p>③市対策本部の本部員は、技監、理事、<u>危機管理監</u>、市長公室長、各部長、<u>議会事務局</u>長、消防長をもって充てる。</p>

宇治市国民保護計画 新旧対称表

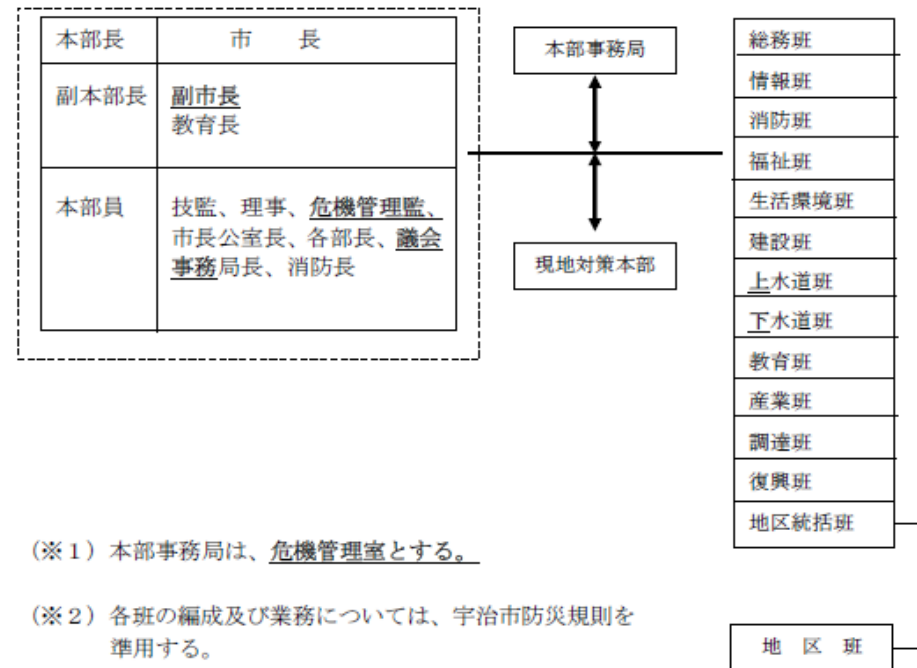
現行計画 修正案

【市対策本部の組織図】



- (※1) 本部事務局は、総括班の市長公室を核として、各班の代表者で構成する。
- (※2) 各班の編成及び業務については、宇治市防災規則を準用する。
- (※3) 国民保護措置の実施に当たり、各班に属さない事項が生じた場合は、市対策本部会議において担当班又は担当部課を決定する。

【市対策本部の組織図】



- (※1) 本部事務局は、危機管理室とする。
- (※2) 各班の編成及び業務については、宇治市防災規則を準用する。
- (※3) 国民保護措置の実施に当たり、各班に属さない事項が生じた場合は、市対策本部会議において担当班を決定する。

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
<p>6 市対策本部の運営に係る留意事項</p> <p>(2)通信の確保</p> <p>①情報通信手段の確保</p> <p>携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p>	<p>6 市対策本部の運営に係る留意事項</p> <p>(2)通信の確保</p> <p>①情報通信手段の確保</p> <p><u>衛星携帯電話</u>、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p>
<p>第2章 関係機関相互の連携</p>	<p>第2章 関係機関相互の連携</p>
<p>1 国・府の対策本部との連携</p> <p>(2)国・府の現地対策本部との連携</p> <p>国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>	<p>1 国・府の対策本部との連携</p> <p>(2)国・府の現地対策本部との連携</p> <p>国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p>

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
<p>第3章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1)警報の内容の伝達</p> <p>府から警報の内容の通知を受けた場合は、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民及び関係のある国公私の団体（消防団、町内会・自治会、社会福祉協議会、商工会議所、青年会議所、病院、学校、農業協同組合など）に警報の内容を伝達する。</p> <p>(2)警報の内容の通知</p> <p style="text-align: center;">【警報の通知・伝達の仕組み】</p>	<p>第3章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1)警報の内容の伝達</p> <p>府から警報の内容の通知を受けた場合は、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民及び関係のある国公私の団体（消防団、町内会・自治会、<u>自主防災組織</u>、社会福祉協議会、商工会議所、青年会議所、病院、学校、農業協同組合など）に警報の内容を伝達する。</p> <p>(2)警報の内容の通知</p> <p style="text-align: center;">【警報の通知・伝達の仕組み】</p>

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 ア この場合においては、原則として、サイレン音は使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>※【全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を用いた場合の対応】 弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に市民へ警報を伝達することとする。</p> <p>(2) 消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会・自治会や災害時要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。この際、災害時要配慮者については、防災・福祉部局が連携して迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める</p>	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達され、その内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p> <p>②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 ア この場合においては、原則として、サイレン音は使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載、<u>フェイスブックやライン等のSNSをはじめとする手段により、周知を図る。</u></p> <p>※ <u>全国瞬時警報システム（J - A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) 消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会・自治会や<u>避難行動要支援者</u>への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する<u>ものとし、具体的には、避難行動要支援者については、防災・福祉部局が連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</u></p>

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領策定の際の留意事項</p> <p>①要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域等の住所の詳細な記載 ・地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載（町内会・自治会、事務所等） <p>⑧要配慮者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、乳幼児、障害者等、自ら避難することが困難な者の優先的避難方法の検討 <p>【避難実施要領の策定における考慮事項】</p> <p>⑥ 要配慮者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要配慮者支援組織の設置)</p> <p>4 避難住民の誘導</p> <p>(1)市長による避難住民の誘導</p> <p>避難実施要領に基づき、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。</p> <p>(3) 消防機関の活動</p> <p>消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等保有する装備を有効に活用して避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、町内会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う</p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領策定の際の留意事項</p> <p>①要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域等の住所の詳細な記載 ・地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載（町内会・自治会、<u>自主防災組織等</u>、事務所等） <p>⑧要配慮者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、乳幼児、障害者等、自ら避難することが困難な者の<u>避難行動要支援者名簿の活用等</u>による優先的避難方法の検討 <p>【避難実施要領の策定における考慮事項】</p> <p>⑥要支援者の避難方法の決定(<u>避難行動要支援者名簿</u>、<u>避難行動要支援者等支援組織</u>の設置)</p> <p>4 避難住民の誘導</p> <p>(1)市長による避難住民の誘導</p> <p>避難実施要領に基づき、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、<u>自主防災組織</u>、町内会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。</p> <p>(3) 消防機関の活動</p> <p>消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等<u>効果的な誘導を実施するとともに避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</u></p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、町内会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
<p>(7) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮 高齢者、障害者、乳幼児等の避難を万全に行うため、災害時要配慮者支援組織を設置し、社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする。 なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得ることを考慮する。</p> <p>(9) 残留者等への対応 (10) 避難所等における安全確保等 (11) 動物の保護等に関する配慮 (12) 通行禁止措置の周知 (13) 府に対する要請等 (14) 避難住民の輸送の要請等 (15) 避難住民を誘導する者による警告、指示等 (16) 避難住民の誘導への協力 (17) 避難住民の復帰のための措置</p>	<p>(7) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮 高齢者、障害者、乳幼児等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者支援組織</u>を設置し、社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする。<u>(「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある)。</u> (ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</p> <p><u>(9)大規模集客施設等における避難</u> <u>大規模集客施設や旅客運送関連施設の施設管理者等と連携し、施設</u> <u>の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p><u>(10)</u> 残留者等への対応 <u>(11)</u> 避難所等における安全確保等 <u>(12)</u> 動物の保護等に関する配慮 <u>(13)</u> 通行禁止措置の周知 <u>(14)</u> 府に対する要請等 <u>(15)</u> 避難住民の輸送の要請等 <u>(16)</u> 避難住民を誘導する者による警告、指示等 <u>(17)</u> 避難住民の誘導への協力 <u>(18)</u> 避難住民の復帰のための措置</p>

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
<p>5 武力攻撃事態に応じた対応</p> <p>(1)弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>② (略)</p> <p>イ 実際にミサイルが発射された時は、対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p>	<p>5 武力攻撃事態に応じた対応</p> <p>(1)弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>② (略)</p> <p>イ 実際にミサイルが発射された時は、対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、<u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p>
<p>第4章 救援</p>	<p>第4章 救援</p>
<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」<u>（平成25年内閣府告示第229号。</u>以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>
<p>第5章 安否情報の収集・提供</p>	<p>第5章 安否情報の収集・提供</p>
<p>2 府に対する報告</p> <p>府への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>2 府に対する報告</p> <p>府への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで府に送付する。</u>ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案																																										
<p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(2)安否情報の回答</p> <p>②照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。</p> <p>5 安否情報伝達手段の活用</p> <p>「NTT災害用伝言ダイヤル」、「NHK安否放送」、「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」、「各種携帯電話の伝言ダイヤル」及び「被災者情報登録検索システムIAA」など災害時の安否情報の伝達システム等を市民に紹介し、その利用に資する。</p>	<p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(2)安否情報の回答</p> <p>②照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を<u>安否情報省令第4条に規定する</u>様式第5号により回答する。</p> <p>5 安否情報伝達手段の活用</p> <p>「NTT災害用伝言ダイヤル」、「NHK安否放送」、「災害用<u>ブロードバンド</u>伝言板(web171)」、「各種携帯電話の伝言ダイヤル」及び「被災者情報登録検索システムIAA」など災害時の安否情報の伝達システム等を市民に紹介し、その利用に資する。</p>																																										
<p>第6章 武力攻撃災害への対処</p>	<p>第6章 武力攻撃災害への対処</p>																																										
<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>(5)汚染防止に係る市長の権限</p> <table border="1" data-bbox="174 799 1084 1313"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>生活の用に供する水</td> <td>管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>死体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>・廃棄</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>建物</td> <td>・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>場所</td> <td>・交通の制限 ・交通の遮断</td> </tr> </tbody> </table>		対象物件等	措置	1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>(5)汚染防止に係る市長の権限</p> <table border="1" data-bbox="1191 799 2112 1313"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>生活の用に供する水</td> <td>管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>死体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>・廃棄</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>建物</td> <td>・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>場所</td> <td>・交通の制限 ・交通の遮断</td> </tr> </tbody> </table>		対象物件等	措置	1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断
	対象物件等	措置																																									
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄																																									
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																																									
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止																																									
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																																									
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖																																									
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断																																									
	対象物件等	措置																																									
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄																																									
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																																									
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止																																									
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																																									
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖																																									
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断																																									

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
第8章 保健衛生の確保その他の措置	第8章 保健衛生の確保その他の措置
2 廃棄物の処理 (2)廃棄物処理対策 地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	2 廃棄物の処理 地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
市国民保護計画に係る用語集	市国民保護計画に係る用語集
N T T災害用伝言ダイヤル	N T T災害用伝言ダイヤル
地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況の緩和を図るため、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメール	<u>災害用伝言ダイヤル（171）は、被災地の方などの電話番号及び携帯電話等の番号をキーとし、安否等の情報を音声情報として蓄積し録音・再生するボイスメールのこと</u>
京都南部都市広域行政圏推進協議会	京都南部都市広域行政圏推進協議会
宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町、大山崎町における広域行政の推進を図るため、広域行政計画の策定及び当該計画に係る事務業務の実施について連絡調整を行うことを目的とする会をいう。	削除
緊急消防援助隊	緊急消防援助隊
大規模災害発生時に、全国の消防機関から必要な消防隊員、救助工作車などの消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、災害に対処することを目的に結成される部隊のこと。（消防組織法第24条の4）	大規模災害発生時に、全国の消防機関から必要な消防隊員、救助工作車などの消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、災害に対処することを目的に結成される部隊のこと。（消防組織法第 45 条）
	<u>緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）</u>
	<u>行政専用回線である総合行政ネットワークを利用した国と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム</u>
緊急対処事態	緊急対処事態
武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。（事態対処法第25条）	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。（事態対処法第 22 条）

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
緊急対処保護措置	緊急対処保護措置
緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 (国民保護法第172条)	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第 22 条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 (国民保護法第172条)
指定行政機関	指定行政機関
政令で指定された以下の国の機関のこと。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛施設庁 (事態対処法第2条第4号)	政令で指定された以下の国の機関のこと。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、 消費者庁 、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、 スポーツ庁 、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、 観光庁 、気象庁、海上保安庁、環境省、 原子力規制委員会 、防衛省、防衛 装備 庁 (事態対処法第2条第 5 号)
指定公共機関	指定公共機関
独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で160法人が指定されている。(平成18年11月22日現在) (事態対処法第2条第6号)	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で 152 法人が指定されている。(平成 30 年 4 月 1 日現在) (事態対処法第2条第 7 号)
指定地方行政機関	指定地方行政機関
政令で指定された以下の指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関のこと。 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、防衛施設局 (事態対処法第2条第5号)	政令で指定された以下の指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関のこと。 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、 地方防衛局 (事態対処法第2条第 6 号)

宇治市国民保護計画 新旧対称表

現行計画	修正案
	<u>全国瞬時警報システム</u>
	<u>津波警報、気象警報、武力攻撃の警報等の即時対応が必要な情報を、市町村防災行政無線を用い、全住民に瞬時かつ一斉に伝達するシステム。</u>
	<u>対処基本方針</u>
	<p><u>武力攻撃に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことで、以下の事項が記載される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実</u> <u>・武力攻撃事態への対処に関する全般的な方針</u> <u>・対処措置に関する重要事項（事態対処法第8条）</u>
対処措置	対処措置
<p>処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置など。（事態対処法第2条第7号）</p>	<p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置など。（事態対処法第2条第<u>8</u>号）</p>